

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、経営環境の変化に的確に対応し、すべてのステークホルダーの期待に応え、企業価値の増大を実現することが、企業経営の基本であると考えております。また、企業の社会的な責任を果たす上で、コーポレート・ガバナンスを確立することは、経営上の最重要課題であります。そのためには、経営の透明性の向上、スピーディーな意思決定、そして経営の監視機能の強化が不可欠であり、これらを優先課題として取り組んでおります。なお、コンプライアンス体制の強化にも努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社ウッドヴィレッジ	1,565,460	12.62
株式会社池竹研究所	1,209,120	9.75
モルガン・スタンレーアンドカンパニーインク	1,029,000	8.29
エバラ食品工業株式会社従業員持株会	825,200	6.65
株式会社横浜銀行	360,000	2.90
森村 忠司	287,040	2.31
株式会社榎本武平商店	230,000	1.85
ザバンクオブニューヨークノントリーテイージャスデツクアカウント	222,000	1.79
森村 剛士	216,000	1.74
有限会社ケイアンドケイオフィス	180,000	1.45

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明 更新

西村あさひ法律事務所(事務上の連絡先)から、平成23年6月2日付の大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、同日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けていますが、当社として実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

オークツリー・ジャパン・オポチュニティーズ・ファンド・エルピー
保有株券等の数(総数)(株・口) 1,029,000株
株券等保有割合(%) 8.30%

オー・シー・エム・オポチュニティーズ・ファンド・ファイブ・エルピー
保有株券等の数(総数)(株・口) 234,000株
株券等保有割合(%) 1.89%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	大阪 JASDAQ
決算期	3月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社ではコーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える親会社や上場子会社は有しておらず、その他の特別な事情についても該当事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任していない

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人から会計監査計画の提出と会計監査実施結果の報告を受けるほか、適宜、会計監査人による監査に立ち会うとともに、会計監査人との間で定期的に情報交換、意見交換を行って監査の実効性及び効率性向上に努めております。
 当社内部監査につきましては、社長直轄の独立した業務監査部門である監査室(専任スタッフ2名)を設置し、内部監査規程に則り、法令遵守及び内部統制の有効性と効率性等について毎年度計画的に業務監査を実施しております。また、監査室が内部監査の役割と同時に監査役会のスタッフ機能を併せ持ち、監査役と監査室の間では、日頃から活発な情報交換が行われており、監査の計画及び実施面でも密接な連携が図られ、内部監査の結果についても、すべて監査役に報告されています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	
栗原 正治	他の会社の出身者										○
川手 喜彦	公認会計士				○						
仲澤 幹彦	税理士				○						
湯沢 誠	弁護士				○						

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
栗原 正治		当社取引銀行である株式会社横浜銀行より、当社常勤監査役にふさわしい人材として紹介を受け、選任しております。	常勤監査役に適した知識・経験・資質を有した人材であるため選任しております。
川手 喜彦		現在、当社連結子会社3社(株式会社横浜エージェンシー、株式会社エバラ物流、株式会社サンリパティ横浜)の監査役を兼務しております。	公認会計士という立場で、会計面における監査機能を強化するため選任しております。
仲澤 幹彦		——	税制・税務の専門分野より、会計面における監査機能を強化するため選任しております。
湯沢 誠	○	——	弁護士という立場で、法令面における監査機能を強化するため選任しております。 (独立役員指定理由) 横浜総合法律事務所の弁護士であります。当社と同事務所において、重要な取引関係や、意思決定に対して影響を与える取引関係は無いと判断しております。また、湯沢誠氏本人においても、株主の負託を受けた独立機関として、中立・公正な立場を保持していると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	1名
--------	----

その他独立役員に関する事項	
---------------	--

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

各取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬と総合的な業績目標の達成によって変動する業績連動報酬によって構成されています。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	---

取締役及び監査役ごとの報酬等の総額を、有価証券報告書及び事業報告で開示しております。第53期(平成22年4月1日から平成23年3月31日)における取締役及び監査役に支払った報酬等の総額については以下のとおりです。

取締役7名 197百万円

監査役4名 34百万円

(注)取締役の支給額には、平成22年6月25日をもって退任した取締役1名の在任中の報酬等が含まれています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	
------------------------	--

取締役及び監査役の報酬については、株主総会の決議により定められたそれぞれの報酬総額の上限額の範囲内において決定しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社では現在、社外取締役を選任しておりませんのでサポート体制はありませんが、社外監査役に対しましては、監査室が内部監査の役割と

同時に監査役会のスタッフ機能を併せ持ち、監査業務にかかるサポートを行い、取締役会開催における情報伝達、事前説明等についてのサポートは、経営企画室が行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の業務執行、監査・監督の方法など、ガバナンス機構に関する現状の体制は以下の通りとなります。

取締役会 当社の規模と機動性を勘案し、現在取締役7名の体制を採っております。最高意思決定機関として月1回定時取締役会を開催するとともに、経営上の機動的な意思決定を行うため、必要に応じて臨時取締役会を開催し、活発な議論を尽くしながら、経営上の重要な意思決定を行い、また事業の状況の報告を行うとともに取締役の業務執行を監督しております。

監査役会 現在監査役4名で構成されております。原則として月1回監査役会を開催し、法令で定められた事項の協議、決定のほか、取締役会付議事項の事前検討、常勤監査役の監査状況の報告と意見交換、監査基準や監査環境に関する意見交換等を行います。

経営会議 意思決定機関として、会社が直面する諸問題や方向性に関する議論を尽くし、最善の決定・選択を導き出すことを目的に、重要事項の審議及び決議を行い、原則月1回開催するとともに、必要に応じて臨時開催しております。

執行役員会 業務執行を強化し、また業務執行を効率的にすすめるために、執行役員制度を採用しており、執行役員を現在12名選任しております。業務執行上の課題の審議及び遂行業務の報告等を行うために、必要に応じて執行役員会を開催しております。

会計監査につきましては、三優監査法人に委嘱しており、定期的な監査のほか、会計上の課題については随時確認を行い、適正な会計処理を求めています。また、正確な経営情報、財務情報の提供に努めております。なお、当社の会計監査業務を執行する公認会計士は、三優監査法人代表社員杉田純氏(継続監査年数1年)、同代表社員小林昌敏氏(継続監査年数3年)、同社員熊谷康司氏(継続監査年数1年)であり、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、その他2名であります。

独立役員の確保の状況につきましては、社外監査役である湯沢 誠氏を指定しております。湯沢氏は、横浜総合法律事務所の弁護士ですが、当社と同事務所において、重要な取引関係や、意思決定に対して影響を与えうる取引関係は無いと判断しております。また湯沢氏本人においても、株主の負託を受けた独立機関として、中立・公正な立場を保持していると判断しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社が監査役制度を採用しているのは、当社監査役4名すべてが、社外監査役であり、取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、取締役会の経営の意思決定、経営陣の業務執行を常に監査役会にてチェックできる体制にあるので、取締役に対する監視・監督機能は、十分に発揮できる体制にあると判断しているためです。また、現在のところ、社外取締役の選任はいたしておりません。しかし、今後は、経営環境の変化に対応する経営のためにも、社外取締役の有用性を勘案し、人材の招聘に向け、検討をすすめてまいりたいと考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	当社では、株主のみならず、経営陣とより密接なコミュニケーションを図る場を提供し、あわせて、当社事業内容・製品に対するより深い理解を求め、毎株主総会終了後に、株主懇話会を開催しております。また、株主総会議案の議決結果について、賛否の票数も含めた議決権行使結果を臨時報告書にて開示しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算および第2四半期決算発表時に、アナリスト・機関投資家を対象とした説明会を開催しております。(年2回)	あり
IR資料のホームページ掲載	決算説明会の動画配信をはじめ、決算短信・ファクトブック・決算説明会資料・有価証券報告書等の会社資料を、できる限りタイムリーに当社ホームページに掲載し、企業理解を深めていただけるように配慮しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員：取締役 高井 孝佳 IR事務連絡責任者：経営企画室長 吉田 泰弘 IR担当部署：経営企画室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社社内規程「IR活動情報開示に関する規程」において、当社IR活動の趣旨を、「当社IR活動においては、当社に関連するすべての人々が当社製品の消費者たり得ることを念頭に置き、現株主及び潜在株主に業績、将来性、その他当社に関する会社の情報を正確かつ公平に伝えることによって、市場において当社の企業価値に関する適正な評価をうけることを目指す。また株主ならびに機関投資家との長期的な信頼関係を構築・維持・発展させ、その活動を通じて得られる企業評価・格付・課題等を経営にフィードバックすることにより、株主重視の経営を行うこと」と定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は従来から、法令遵守および企業倫理の遵守はもとより、社会の一員として、従業員、取引先、消費者、地域社会への貢献、地球環境への配慮など、その社会的責任を果たすため、積極的に取り組んでおります。具体的には「環境保護活動」については、環境関連法への対応として、全社から排出されるCO2排出量の削減、および産業廃棄物の発生を抑制し、リサイクルを推進しております。また「食育活動」として、商品を通じて、家庭で楽しく食卓を囲むことのできるメニューを家庭に根付かせるとともに、正しい食生活と、地域の食についての理解を深め、調理の体験を通じて実践的な知識を身につけてもらう機会として、地域・行政と連動して学校での食育活動を実施しています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、平成18年5月9日に決議しました「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制整備」(以下内部統制基本方針)に基づき、内部統制委員会を発足させました。

当社内部統制委員会の役割は、

1. 財務報告の信頼性に関する事項
2. 業務の有効性及び効率性に関する事項
3. 事業経営に関わる法令等の遵守に関する事項
4. 資産の保全に関する事項
5. その他、内部統制システムに関する事項

を審議し、各部門・各部署への周知と内部統制システムの有効性検証を行い、さらに強固な内部統制システムを構築していくことにより、企業内での財務の不健全及び非効率な環境を排除する組織作りにあります。

なお、前述の「内部統制基本方針」は、平成21年3月30日に、従来の内部統制システムの有効性検証に基づき、整備体制を見直し、あらためて以下のとおり取締役会決議をいたしました。

1. 基本方針

エバラ食品グループ経営理念

「エバラ食品グループは、独創・挑戦の精神を重んじ、お客様に愛され、信頼される商品・サービスを提供し、豊かで人に優しい社会の実現に貢献してまいります。」

エバラ食品グループ企業行動指針

- ・顧客満足を最優先：価値ある商品、心の通ったサービスを通じてお客様の信頼、満足を最優先に考えて行動します。
- ・信頼される企業行動：品質の「安全・安心」、コンプライアンスを通して、社会に信頼され、貢献できる企業となることを目指します。
- ・新たな創造と挑戦：新たな商品、サービスを通して、企業価値の創造に挑戦してまいります。
- ・環境への取り組み：低負荷型社会、循環型社会の実現に貢献すべく、低公害、リサイクルを推進し環境対策に取り組みます。
- ・さらなる成長を目指す：時代の変化に対応し、永遠なる成長を図り、タイムリーなディスクロージャーにより株主、投資家、社員の期待に応えてまいります。

当社は上記の経営理念及び企業行動指針のもと、コーポレート・ガバナンスの充実・強化のため、コンプライアンス活動、リスクマネジメント及び内部監査を徹底し、内部統制システムの目的である「財務報告の信頼性」「業務の有効性と効率性」「事業経営に関わる法令の遵守」「資産の保全」に関する事項につき、代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会で審議を行い、内部統制システム全般の定期的な有効性の検証・改善を図る。

以下、内部統制システムの整備に関する基本方針を定める。

2. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営理念を実現するため、取締役及び使用人が、公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制を確立するため、以下の事項を定める。

- (1)当社は取締役会を設置し、取締役による意思決定の充実、迅速性を図り、業務執行を監督する。また、監査役会設置会社として、監査役の監査機能を充実させるほか、内部監査を実施する組織として監査室を設置する。
- (2)取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、高い倫理観をもって事業活動を行う企業風土を構築するため、「コンプライアンス規程」及び当社グループ全体に適用する「役員・社員行動規範」を定める。
- (3)前項の行動規範に関する全社の方針、コンプライアンス体制の実効性を確保するため、コンプライアンス担当役員を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、審議事項を取締役会及び内部統制委員会に報告する。
- (4)コンプライアンスオフィサーは自部門のコンプライアンス活動の責任者として、勉強会の実施をはじめ、コンプライアンス活動の推進に努める。
- (5)反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係をもたない。反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。
- (6)当社及びグループ会社の取締役及び使用人並びに当社の事業に従事する者からの法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、公益通報に関する「内部通報制度運用規程」を定めるとともに、通報先を社内及び社外とするコンプライアンス報告相談窓口を設置する。通報により是正、改善の必要があるときには、すみやかに適切な処置をとる。
- (7)監査室は、法令及び定款の遵守体制の有効性について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、すみやかにその対策を講ずる。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、重要情報を「文書管理規程」「情報セキュリティポリシー」「企業秘密管理規程」「個人情報保護方針及び個人情報管理規程」に則り、以下のとおり適正適切に保存及び管理する。

- (1)取締役の職務の執行に係る重要情報は、文書化(電磁的記録を含む)のうえ、経営判断等に用いた関連資料とともに適正適切に保存及び管理をする。
- (2)取締役の職務の執行に係る重要情報は、取締役または監査役等からの要請があった場合に備え、迅速に閲覧可能な状態を維持する。
- (3)お客様、取引先様、従業員の個人情報は、適切な方法で取得し、目的以外に使用することがないよう、適法適切な管理体制のもと管理する。
- (4)内部監査では、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について監査を行う。監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講ずる。

4. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社は、全社的な事業活動に伴うリスク及び危機管理対策からなるリスク管理体制を適切に整備し、適宜その体制を点検することによって、管理の有効性を向上させるため、以下の事項を定める。

- (1)事業リスクに適切に対応するため、当社をとりまくリスクを認識評価し、主要リスクごとに管理担当組織を定め、統制方法を規定化する。
- (2)代表取締役社長を委員長とする危機管理委員会及び危機管理対策本部を設置し、重大な事業の障害・瑕疵、重大な情報漏洩、重大な信用失墜、災害等のリスク発生時に迅速かつ実効性のある対応を行う。
- (3)経営危機に適切に対応するため、リスクの種類ごとに専門部門にて構成する危機管理委員会の下部組織である各小委員会が、平常時における対応を実施する。
- (4)リスク管理体制の継続的な改善活動を行うとともに、教育研修等を取締役及び使用人に対して階層別実施し、危機管理の意義を知らしめ危機発生時行動の定着を図る。
- (5)内部監査では、リスク管理体制の運用状況をモニタリングし、是正、改善の必要があるときには、リスク管理体制の見直しを随時実施する。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、意思決定の機動性を高め、効率的な業務執行を行い、その実効性を向上させるため、取締役の職務の執行につき、以下の事項を定める。

- (1)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため「取締役会規程」を設け、取締役会は重要な経営上の案件の審議と決議を行い、また業務執行の監督及び承認を行う。取締役会は原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。また、取締役の職務及び権限は「役員及び部長職務権限規程」に則り、各取締役は、善管注意義務及び忠実義務をもって効率的に業務を遂行する。
- (2)経営会議は、取締役の決定に従った業務の推進にあたり、重要事項の審議と決議を行う。なお、経営会議は原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- (3)当社は、業務執行体制を強化し効率的な業務執行に努めるため、執行役員制度を採用する。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、適正な会計処理を確保し、財務報告に係る内部統制を整備・運用するため以下の事項について定める。

(1)「財務報告に係る内部統制の整備及び運用規程」を定める。

(2)社長を委員長とする内部統制委員会は、基本計画及び方針の決定、内部統制の整備・運用状況の把握、把握された不備への対応及び是正を実施し、決算期末日時点での内部統制の有効性の評価を行う。

7. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ会社全体を対象にした法令遵守体制の構築及びグループ会社への適切な経営管理のため、以下の事項を定める。

(1)企業集団における業務の適正を確保するため、当社グループ会社全体に適用する「経営理念」及び「企業行動指針」を定める。

(2)法令遵守体制の実効性を確保するため、当社の主管部署を定め、グループ会社に対してコンプライアンスに関する研修及び勉強会、コンプライアンス報告相談窓口の周知等、必要な諸活動を推進し、管理を行う。

(3)グループ会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、定期的にグループ会社の社長又は取締役で構成するグループ企業連絡会議を開催し、グループ会社より経営・財務内容の報告を受け、重要案件については当社と事前協議を行う。

(4)当社グループ全体のガバナンス体制、内部監査体制を強化するために当社監査室による内部監査を実施する。

8. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことに関して、以下の事項を定める。

(1)監査役は、監査役を補助する組織は監査室とし、使用人を配置する。

(2)監査役は、監査室の要員に対し、監査業務の補助者として機能するよう指揮命令できる。

9. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前項の使用人の取締役からの独立性に関して以下の事項を定める。

監査役職務の補助者として機能すべき使用人の任命・異動・評価については監査役会の同意を得なければならない。

10. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関して以下の事項を定める。

(1)監査役は職務の執行上必要と判断する会議に出席する。

(2)取締役及び使用人は、監査役会が必要と定める事項を監査役に報告する。報告事項には次の事項を含む。

・法令で定められた事項

・経営、財務の状況に関する事項

・重要な決裁に関する事項

・リスク、コンプライアンス、内部統制に関する事項

11. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制として以下の事項を定める。

(1)代表取締役は、監査の実効性を高めるため、監査の実効性に関する事項を監査役会と定期的に協議し、監査役監査の充実を図る。

(2)監査役は監査の実施に当たり必要と認めるときは、自らの判断で弁護士、コンサルタント、その他の外部アドバイザーを活用することができる。

当社グループの内部統制システム等にかかる整備状況は以下のとおりであります。

当社は、平成18年5月9日に、内部統制委員会を発足いたしました。また、平成21年3月30日に、従来の内部統制システムの有効性検証に基づき、さらに強固な内部統制システムの構築を目的に「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するための体制整備」を見直し、あらためて上記のとおり決議いたしました。

内部統制委員会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日に計3回開催し、平成23年5月には、平成23年3月期の財務報告に係る内部統制の有効性評価を含めた活動について報告いたしました。

コンプライアンス体制の整備状況につきましては、当社グループ社員がより高い倫理観にもとづいて事業活動を行うために、平成15年4月に「企業行動規範」「役員・社員行動規範」を制定し、関連規程を整備するとともに、平成21年3月には、行動規範・事例集などを取りまとめた「コンプライアンス・マニュアル」を改訂し、全社員に配布して、コンプライアンスの誘致徹底を図っております。さらにコンプライアンス担当役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置して体制の整備に努めるとともに、従業員へのコンプライアンス意識の浸透を図るために、部門ごとのコンプライアンス・オフィサーを中心として開催を義務付けている「コンプライアンス勉強会」を通じて日常の課題を抽出分析し、その結果を「コンプライアンス委員会」で検証を行い、従業員のさらなる意識向上のための環境づくりを継続的に進めております。

また、当社グループの取締役及び使用人並びに当社の事業に従事する者からの法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、公益通報に関する規程を定め、通報先を社内及び社外とするコンプライアンス報告相談窓口を設置しており、通報により是正、改善の必要があるときには、すみやかに適切な処置をとっております。

リスク管理体制の整備状況につきましては、平成15年3月に「危機管理活動基本方針」を制定し、関連規程を整備するとともに、代表取締役社長を委員長とする「危機管理委員会」と「危機管理対策本部」を設置し、経営危機発生時の緊急時における迅速かつ適切な対応を行い、平常時における「7つの危機管理小委員会」にて経営リスクの評価分析、統制方法の規程・マニュアルの作成、社内啓蒙活動を行い、経営リスクを適切に管理することが経営の重要課題であると認識し、体制整備に努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループでは「役員・社員行動規範」において、反社会的勢力の要求に応じないことを明記しており、コンプライアンス・マニュアルや勉強会を通じて社員への周知徹底を図っております。また、総務部が窓口となり、警察・弁護士等の外部専門家と連携して反社会的勢力を排除する体制を整えております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

現在のところ、導入の予定はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けての課題といたしましては、内部統制委員会の実効性を確保し、より強固な内部統制システムを構築していくことが挙げられます。また、従来より継続的に取組んでまいりましたコンプライアンス活動、リスク管理体制の整備等につきましても、内部統制委員会の監督のもと、より有効なものとしていくことも課題であると考えております。

